

東大津高校の生徒と共に、自転車安全利用啓発！

5月の自転車安全利用月間に合わせて、5月1日（月）に県立東大津高校の約30名の生徒と、大津交通安全協会、大津警察署、滋賀県警察本部、滋賀県教育委員会、滋賀県交通戦略課と合同で、滋賀県自転車条例の周知啓発と自転車安全利用啓発を実施しました。



東大津高校の校門付近で、ゆるキャラ「キャプフィー」「けいたくん」もいっしょに、登校する生徒に対して、条例のチラシやティッシュを配布したり、自転車用反射材を自転車に取り付けたりして、滋賀県自転車条例の周知と自転車安全利用啓発を図りました。

平成28年中、県内において発生した自転車事故は798件（全事故の15.1%）で、うち高校生が関係する同種事故は123件（全自転車事故の15.4%）を占め、中でも通学中の同種事故が88件（71.5%）を占めました。また、自転車盗においては無施錠での被害が約7割（68.4% H29.4末）を占めました。



滋賀県では、平成28年2月26日に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に

関する条例」いわゆる「滋賀県自転車条例」が施行されたこともあり、高校生を対象に条例の周知と交通事故抑止の観点から、「自転車条例が施行されました。安全に自転車に乗りましょう。カギを掛けましょう。自転車損害賠償保険に入りましょう。」などと呼びかけました。

